

第1回文教厚生常任委員会会議録

令和7年1月23日

○事 件

所管課報告事項

- (1) 介護人材の確保に関する包括連携について（保健福祉課）
- (2) 带状疱疹ワクチン予防接種助成事業の実施について（保健福祉課）
- (3) 「第2期八雲町健康増進計画（案）」について（保健福祉課）
- (4) 災害廃棄物処理計画策定業務について（環境水道課）
- (5) 一般廃棄物最終処分場残余容量調査業務について（環境水道課）
- (6) 令和6年度物価高騰支援給付金給付事業（非課税世帯、子ども加算）について（住民生活課）
- (7) 犯罪被害者等支援事業について（住民生活課）

協議事項

- (1) 病院事業勉強会(仮)について
- (2) 文教厚生常任委員会の視察調査について

○出席委員（7名）

委員長	赤 井 睦 美 君	副委員長	佐 藤 智 子 君
	倉 地 清 子 君		齋 藤 實 君
	関 口 正 博 君		大久保 建 一 君
	黒 島 竹 満 君		

○欠席委員（1名）

能登谷 正 人 君

○出席委員外議員（4名）

議長	千 葉 隆 君		宮 本 雅 晴 君
	三 澤 公 雄 君		牧 野 仁 君

○出席説明員（14名）

保健福祉課長	石 黒 陽 子 君	保健福祉課長補佐	小 池 克 明 君
健康推進主幹	梅 坪 光 君	健康推進係長	本 間 直 人 君
環境水道課長	横 田 盛 二 君	環境衛生係長	西 山 誠 君
危機対策課長	田 中 智 貴 君	防災係長	横 木 潤 也 君
住民サービス課長	北 川 正 敏 君	住民生活課長	相 木 英 典 君
住民生活課長補佐	武 田 理 恵 君	社会係主任	庄 司 敏 郎 君
児童係長	藤 原 のぞみ 君	児童係主任	小 倉 真 司 君

○出席事務局職員

事務局長	野 口 義 人 君	議事係長	千 代 貴 大 君
------	-----------	------	-----------

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） それでは少し早いのですが始めさせていただきます。

◎ 報告事項

【保健福祉課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） おはようございます。

保健福祉課より報告をお願いします。一点目、介護人材の確保に関する包括連携について、よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長補佐（小池克明君） 委員長、保健福祉課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（小池克明君） それでは私のほうから説明させていただきます。

資料別紙1の資料をご覧ください。介護人材の確保に関する包括連携についてということで、介護人材における人材の育成確保及び定着推進、福祉協議の推進を図ることを目的に、栗山教育長及び栗山町立北海道介護福祉学校との介護人材の確保に関する包括連携の協定を予定しているものです。

包括連携の相手方については、栗山町長、栗山教育長、栗山町立北海道介護福祉学校、八雲町は町長と教育長が対象となります。

包括連携の内容については、介護福祉士を要請する北海道介護福祉学校との連携協定によって、北海道介護福祉学校に入学を希望する高校生等について、入学に係る自治体連携を行うことによって入学金10万円及び初年度授業料10万円を減額することで、地域を支える介護人材を育成し、八雲町内の介護人材の確保を予定するものでございます。

自治体推薦対象者についてですが、北海道介護福祉学校の集団資格を有して、卒業後に八雲町内の介護関連事業所に介護福祉士として勤務する意志がある者として、町は書類選考、面談を行ったうえで推薦の有無を決定するものでございます。

被推薦者資格についてですが、八雲町の住民基本台帳に登録されている者で、学校教育法に基づく高等学校または中等教育学校を介護学校に入学しようとする年の3月に卒業見込みの者、また学校教育法第90条第1項に規定する通常の過程による12年の学校教育を介護福祉学校に入学しようとする年の3月までに終了見込みの者、学校教育法施行規則第150条第5号に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格した者、さらに介護福祉学校を第一希望として合格した際に当該学校入学を確約できるもの、さらに在学する学校長の推薦を受けたものというのを予定しております。

その他として、来月の2月12日に協定締結を予定しているもので、これらの協定については渡島管内ではすでに森町が去年の2024年の1月、七飯町が2024年8月、そして八雲町が第3の事例ということで、道内では全体での自治体としては19番目ということで、それぞれこの介護福祉学校との協定を結んでいるという内容のものでございます。

なお、今年の4月にこの介護福祉学校卒業しました本町の出身者が町内の介護施設に就職しています。また、本町出身者の2年生もおりますが、現在町内の介護老人保健施設に就職が内定している状態です。

一応参考までに記載しておりますが、介護福祉学校の学費については一般入試として入校された学生さんは2年間で総額 175 万円、自治体推薦を受けた方については2年間で総額 155 万円になる予定となるものでございます。

簡単ですが説明とさせていただきます。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） この支給額は、何名と違って枠は考えているのですか。

○保健福祉課長補佐（小池克明君） 委員長、保健福祉課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（小池克明君） 基本的には何名って具体的にはありません。希望するところから学生さんがこの学校に希望するってことがあって、それからもちろん学校と、実際に八雲高校の方がなっているかと思いますが、いろいろやり取りさせていただいて、推薦させていただいて栗山町の学校にも連絡して、実際にこの推薦者を決定して減免を受けることになります。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） それで、この予算、一般入試と自治体推薦の 175 万、155 万円っていうのは事後に支払うとか、事前に支払うとかっていうのはどういうふうになっていますか。

○保健福祉課長補佐（小池克明君） 委員長、保健福祉課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（小池克明君） この学費については、学生さんが学校に支払う費用になるので、詳しくは町のほうでは承知してございません。町の負担は実際にあるものではないので、学校側が減免するとなります。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） まず、この取り組みっていうのが森町でやっていて新聞で見ているからお話したいなって思っていて、なのでまずは良かったなってずっと思っています。

この国家資格を減免して、それで国家資格を受けました、そうしたら町内に戻ってくるのがお約束ってことですが、たとえばこういう話をしたら良くないのかわからないんだけど、合格しなかった人も中にはいた場合、そういう場合っていうのはその方のことはどういうふうに考えていますか。

○保健福祉課長補佐（小池克明君） 委員長、保健福祉課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（小池克明君） 基本的には、生徒に誓約をしてもらった方で手続きを進めようと考えているんですが、その中で万が一、そういう事情で合格できなかったとか、入学したあとに何らかの事情で卒業はできなかったとか、そういったことも考えられ

るかと思うんですが、一応その方については町として特別損害があるわけでもございませんし、入学の時点でそういう介護福祉士になりたいとかそういったことを町ではもちろん確認させていただいたうえで、その時点で判断したものに関しては、町としてそのあと確実に入学をしないとたとえば何かペナルティがありますってものではないです。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） わかりました。

もう一つなんですが、これ条件っていうのが学校長の推薦だったりってことが中卒、中学校卒業の人も多分この感じならいいのかなと思いますが、年齢制限というか高校卒業見込みの人とか推薦がないと受けられないから、ちょっともうちょっと後で受けてみたい、学校行ってみたいって人は対象にならないってことですね。

○保健福祉課長補佐（小池克明君） 委員長、保健福祉課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（小池克明君） そうですね、たとえばですが、資格の高等学校卒業程度認定試験に合格した者っていうのがこの資格っていうのが、年齢要件が多分ないんですが、こういった方だと、実際にこの学校に推薦書を出してもらえたらその方については実際に町のほうの面談だとか書類選考の該当になっているかと考えています。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 介護福祉士の国家資格の資格取得要件といたしまして、実務経験等があるものにおいては、実務経験3年以上、それからの実習という研修で、そちらが半年以上ありまして、国家資格の取得権利が設けられます。

しかしながら高校卒業ないし、そのような実務経験がない場合については、あくまで高等学校卒業で専門学校もしくは介護福祉士を要請する大学等に入学できるっていうのが流れと国家資格取得に対する流れとなっておりますので、今現在、北海道福祉専門学校ですね、こちらの介護福祉専門学校に関しては、高校卒業者を対象としているとなります、以上です。

よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 三番目、北海道介護福祉学校の出願資格を有し、卒業後に八雲町内の介護関連事業所に福祉士として勤務する意志がある者なので、八雲に帰ってこない場合もあるってことだよね。それに関しては全然ペナルティみたいなものはないってことなんだよね。

○保健福祉課長補佐（小池克明君） 委員長、保健福祉課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（小池克明君） 基本的には誓約書の中で町内の八雲町内の介護関連事業所に就職するって誓約をもらう予定で入るんですが、そこが学生さんってこともありますし、絶対的な縛りというふうには設けていないっていうのが今予定している中身です。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 誓約書はでもとるってこと。それで、もう一つそれとは全然関係なく、これは八雲出身の人がこの介護学校に行って八雲に勤務するパターンだよね、ほかの自治体とかの事例であるかどうか知りたいんだけど、八雲町以外の人がこの学校に行って卒業後に八雲に就職する意志があるよってというような人に対する連携協定ってしてないの。

だとすれば、たとえばそうすると移住政策にもつながるし、人口も増えるし介護人材も増えるって二重の良いところになると思ったんだけど、そういう実例があるのか、もしそういうことをやるなら何か障がいがあるのか。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 今のご質問ですが、こちら北海道介護福祉専門学校の場合においては、確認しているうえではやはり高校にですね、就学する際に八雲高校、今で行くと八雲高校以外に、八雲出身の方が行かれている場合もありますので、そういった方も対象にしている自治体は現在のところはあるのは事実です。

しかしながら高校生の場合は一般的に多くは住所を移さずに八雲町に置かれているっていうのが現状ですので、今の既存で八雲町にご住所を置かれているんですが、現住所としてはたとえば函館の高校に進学しているって方も対象とはなります。

○委員（大久保健一君） なるんだ。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 八雲に住所がある以上は地方の高校に就学されていても対象とはいたします。よろしくお願いいたします。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） さきほど言った、八雲町以外のところに住んでいる人が、この入学するっていうか、入学を目指す段階で、多分介護職に就くためにこの学校に入るから、いずれ就職を八雲町に選択したら 20 万最初から授業料や入学費が免除されるっていうことを知ると、そういう選択してくれないかなって思いがあって、そういうのを問いかけっていうかそういうのってできないものなのかな。どうなんだろう。

○保健福祉課長補佐（小池克明君） 委員長、保健福祉課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（小池克明君） 今の大久保委員さんのお話ですが、ほかのまちのほうでも、だいたいちょっと情報を、たとえば森町、七飯町って情報も基本的には同じような連携協定の中身になっています。それでほかのまちに住んでいる学生さんが将来的に八雲を希望するって場合については、ちょっと学校のほうにもそういった事例があるかどうかっていうのは今後ちょっと考えたいというふうに思うんですが、そうした場合にお知らせする手段っていうか、学校を通してではないとできないとなると思いますので、まずそういった事例があるのかどうかを学校側にも聞いてみたいと思っています。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 住所が長万部とか黒松内にあって八雲高校でももしかしたら八雲高校に通ってるってこの八雲高校だと該当になるんですよね。いいです。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

なければ、このPRは八雲高校にももちろんですが、八雲中学校にも出すって考えはありませんか。もう中学校って三者面談で進路とか話し合いますよね。栗山に行くとかこういう制度がありますって早くから知っていると親も子もいいかなってというのが一点と、もう一個は学校にあと一年しかないけれどもU・Iターン奨励金があるってことをこの学校においていてくれたら八雲町の人ではなくても来てくれるかなって、この二点ですがいかがですか。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） まず一点目の中学校のほうについてことに関しては、今回の連携協定の中にも教育長に参加いただくとともに、事前に学校の教育委員会とも話をして八雲にいらっしゃるお子様たちが今後の進路の一つになるかということを含めて、アピールをさせていただきたいと思います。

二点目として、学校のほうにという部分に関しては高校のほうとはお話はしているんですが、実際のところここで入学金を学校側が助成するって扱いになるので、それから介護福祉士の場合は、北海道の社会福祉協議会のほうで、卒業後に介護福祉士を一定期間行うことによって、無償で奨学金をいただける制度もございます。

そのような制度を活用していただくって、あるいはその後に八雲町に戻って就職される際には、介護のほうの戻ってきたときに助成金を付けておりますので、そういった一連の流れとしてこのような部分を繋げていくと、これだけの経費が削減できますってというような取り扱いも高校のほうとはお話をさせていただいている次第でございます。

それで今後も協定を結び次第、必要に応じ、八雲高校には出向いて説明のほうをしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

保育関係でいくと、大学、短大、専門学校に各園から募集を出して、その募集の下に八雲町はU・Iターンするとしてつけると、いろんな職場のが貼ってあるから、八雲いいかもって目立つようにね、就職欄ではなってるけれども、福祉学校行ったことないからわからないけれども、そういうふうに八雲ちょっと目立たせるように福祉学校をお願いしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにありませんか。なければ二点目、带状疱疹ワクチン予防接種助成事業の実施について、よろしくお願いいたします。

○健康推進係長（本間直人君） 委員長、健康推進係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○健康推進係長（本間直人君） おはようございます。

それでは、带状疱疹ワクチン予防接種助成事業について、資料の別紙2に沿って説明をさせていただきます。

資料1 ページ目については、带状疱疹の疾病の特徴について記載をしております。带状疱疹は、水痘・带状疱疹ウイルスの初感染後、神経に潜伏感染しているウイルスが加齢やスト

レスなどをきっかけに再活性化した病態をいいます。罹患者は、50代から増加し始め、70代にピークを迎えます。また、皮膚病変が治癒した後も帯状疱疹後神経痛という合併症を引き起こし、神経障害性疼痛が数か月数年にわたる状態が続く場合もあり、生涯にわたって罹患者を苦しめる疾病の1つです。

裏面の資料2ページ目をお開き願います。

帯状疱疹の予防接種については、これまで任意接種に位置づけられ、主に50歳以上の方を対象に、組換えワクチン2回、生ワクチン1回のいずれかの接種により行うものとしていましたが、令和6年12月18日に開催された厚生労働省の予防接種基本方針部会において、帯状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置づけ、令和7年4月1日から定期接種化を開始とする旨、決定されました。

この決定に基づいて、八雲町においてもインフルエンザワクチンや新型コロナウイルスワクチンと同様に定期接種を実施するとともに、対象となる方の接種費用の一部を助成しようとするものです。

定期接種の対象者についてですが、65歳以上の方、60歳以上65歳未満の方であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方です。65歳を超える方については、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様に5年間の経過措置として、5歳年齢ごと70、75から100歳を位置づけ、100歳以上の方については、初年度に限り全員を対象とします。

定期接種の実施にあたっては、対象となる方へ4月以降に個別に案内を送付し、各医療機関へ予約していただき、接種という流れを想定しています。現在、円滑な接種体制の構築に向けて、八雲総合病院や熊石国保病院を始めとする町内医療機関と調整を図っているところです。

資料3ページ目をお開き願います。定期接種化に伴う町の助成事業についてです。

町助成事業については、定期接種の対象となる方に対して、予防接種の費用の一部概ね2分の1を自己負担していただき、これを除いた額を町が負担するものとしています。

ただし、生活保護受給世帯に対しては、上限ありはありますが、全額町が負担するものとします。助成する金額については、標準的なワクチン接種費用を、組換えワクチンを2万2,100円、生ワクチンを8,160円と設定し、それぞれ2分の1に相当する額として1万1,000円、4,160円を助成額とする予定です。

町外で予防接種を受けられた方については、一度費用を全額負担していただき、申請に基づき、自己負担額を除いた額を償還払いとする方法により助成を行っていく予定です。

令和7年度の予算措置としては、定期接種の対象と見込まれる方を約1,223名と想定しており、高齢者肺炎球菌ワクチンの初年度平成26年度の接種率36.7%を参考にワクチン価格等も踏まえて、30%程度とし約367名の方が受けられるよう事業費全体で741万6千円としています。説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問、ご意見ありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 組換えワクチンと生ワクチンと二種類あるんですが、これはどちらにするかは受ける人が決めるんですか。

○健康推進係長（本間直人君） 委員長、健康推進係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○健康推進係長（本間直人君） そうですね、基本的にはそれぞれのワクチンの混合といたしますか、資料2ページの表にございますが、組換えワクチンの場合は10年目以降も73.2%予防効果があってワクチンは7年目以降から減少してしまうというようなこともございますので、たとえば70歳以上の方であれば、7年あればいいよって方もいらっしゃるけれど、65歳の方で10年ほしいといったらおかしいですが、そういった選択も一つ。ただワクチンの価格が違うのでご本人様の選択になると思います。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 今効き目が10年とか7年ってありますが、5年おきに定期接種っていうふうになっていたら、やっぱり5年おきに同じ人がね、5年後にまた打つってイメージでいいんですか。

○健康推進係長（本間直人君） 委員長、健康推進係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○健康推進係長（本間直人君） 定期接種は基本的には生涯に一回というような想定で国のほうも方針として決定しておりますので、一回というかたちを想定しています。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） この带状疱疹って結構苦しかったって、带状疱疹かわからないけれども、すごく痛くて、あちこちいろんな病院に行って、最終的にだいぶ苦しくてから带状疱疹になったって分かったってケースもあるし、あと後遺症がやっぱり神経痛とか残って大変な思いをしている人もいるし、それによって入院しないとならなかったって人もいるから、やっぱりワクチンっていうので要望していくのはいいのかなと思いますが、今までやってきた生ワクチンや組換えワクチンのそれぞれ選択もあるでしょうが、今までの効果っていうか、そういうのってやった人の発症率を軽減する指標ってあるんですか。

指標っていうか、やったからいいっていうか、おすすめしていくので後遺症も副作用もあると思うし、それも含めてどういうふうに周知していくか。

○委員（大久保健一君） この予防効果じゃなくて。

○委員（倉地清子君） 予防効果と、選んでやるでしょ、対象だけでも対象の人は全員任意でやっていくんですもんね。それをおすすめしていくのに子宮頸がんワクチンもそうだけれども、ワクチンになんとか敏感になっている人が多いからどうしても勧めていきたいってことで、うまく周知っていうかしていくのに、効果があるかないかっていうのを知りたい。どんな効果が。すみません、上手く言えなくて。

○健康推進係長（本間直人君） 委員長、健康推進係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○健康推進係長（本間直人君） 今の質問ですが、基本的には薬事法では60歳以上で任意で摂取が可能で、その場合は主治医の先生の意見も伺っていただきながら、組換えワクチン、生ワクチンでそれぞれ副作用等が違いますので、あと併用して打つのはできないので、やっ

ぱり最初の主治医の先生というような感じで、町がどちらかをとってというのはおすめはなかなか難しいですが、医療機関というか先生とご本人様に相談していただいてお決めになっていただくのが一番なのかなって思います。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。

○委員長（赤井睦美君） 主幹。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 今効果の話もあったと思いますが、その効果については先ほどお示した発症予防効果が研究に基づいたものってことで分科会でも検討されることになると思います。

もう一個、HPVワクチンの副反応など心配の話も出たと思いますが、その面に関しては副反応の発症率についても今手元に詳しい資料はないですが、ほかのワクチンもすごく副反応があるだとか、そういう報告が多かったので、見合わせた方がよいつていうよりは、発症の効果と重症化予防という点での効果が認められるってことで、今回定期接種化になったと認識しているので、少しHPVワクチンの副反応だとかは、思春期特有の恐怖心から来るだとかってところの原因もあると判明されているってところなので、副反応の考え方は違うかなって感じで認識していますので、どちらかという副反応に関しては、インフルエンザや肺炎球菌ワクチンやそういうものと同じって考え方のほうがいいのかって認識していました。以上です。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

私もなった人が結構いて、はしかと違って全然違うので教えてほしいんですが、ワクチンの話をしたらもうなったからいいって、はしかってもうなったらならないけれども、帯状疱疹はなった人もワクチンは必要なんですかね。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。

○委員長（赤井睦美君） 主幹。

○健康推進主幹（梅坪 光君） ワクチンについては必要かといわれています。同じ部位には出にくいといわれていますが、違う部位に出るってこともあるので、一度なった方も帯状疱疹ワクチンについては接種希望される方は接種ができるというものです。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 三澤さん。

○委員外議員（三澤公雄君） 2ページの生ワクチンと組換えワクチンの表現の仕方が有効性のところで違うので、統一したものにしたんだけど、生ワクチンのほうは、予防効果が4から7年間で39.6%減少って書き加えてる、組換えワクチンのほうは97.7%って表記だけだから、受け止める方として数字だけを見たときに組換えワクチンのほうが効果が持続するイメージでとっちゃうのだけれども、表現の仕方が違うからちょっと説明加えてもらえないかな。どういうふうに読んだらいいの。

たとえば読み間違えの例として、生ワクチンのほうが、100%効果があるんだけど、4から7年の間に約4割近くが効果が減少するかもしれないってそういう読み方もする人もいるだろうし、組換えワクチンのほうは、10年経っても7割の効果が持続されるって読み方をするだろうし、だから書き方が違うからね、評価のしようが比べようがないと思うので、同じような表現方法でできませんかって。

○委員（大久保健一君） そうだね、7年から11年で21.1%だから効果高くなるんじゃないの。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。

○委員長（赤井睦美君） 主幹。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 大変申し訳ありません、減少っていうふうには書いてあるんですが、分科会での出してるものについては、接種後年数ごとの発症予防効果として生ワクチンでも10年後22.1%になりますってことと、あと組換えワクチンでは73.2%になりますってことがありますので、この書き方だと22.1%減少するってことになるのと、効果が高いってなるので、ちょっと私たちの記載がまずかったということで。減少を削除していたで判断していただければ。

○委員外議員（三澤公雄君） そういうふうになると、生ワクチンと組換えワクチンでは明らかに差があるって受け止め方でいいんだね。

○委員（大久保健一君） そしたら4年から7年って4割しかってこと。そうなの。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 私も思っていたことだったんですが、この組換えワクチンは1年目97.7%だけれども、生ワクチンが4年目しか出てないから1年目から3年目ってどうなのかなって思いました。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。

○委員長（赤井睦美君） 主幹。

○健康推進主幹（梅坪 光君） このデータについて今私のほうでも分科会の表があるんですが、4年目以降じゃないとデータが出ていないので、ここについてはお示しすることができないと思います。ただワクチンの効果として39.6%よりも高いってことはわかるかなって思います。

生ワクチン、いろんな種類があつてところの効果について1年目が出ているものについては、38%であつたり、68.7%だつたりとかつてところの差があるので、そこについて効果について様々なワクチンの種類によって違うのかなって認識しておりますが、ただ、いつ、ワクチンによってつてところがあるので、1年目が高かったとしてもほかのワクチンでもたとえば7年目、1年目が68.7%あつたワクチンだとしても8年目では4.2%に下がっていますだとかつてデータも出ているので、一概に生ワクチンの種類によっては高いだとかかつて判断ができるのかなって。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） そういうことか。生ワクチンのこれビケンって書いてるけれども、ほかのもあるってこと。生ワクチンの中でもいろんな種類があるからデータが様々ってことでいいんですか。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。

○委員長（赤井睦美君） 主幹。

○健康推進主幹（梅坪 光君） いろんな成果の中ではこういうふうに使われています。ただ、今回の今お示ししているもののビケンワクチンじゃないワクチンが使えるかどうかってところでは国で奨励されているワクチンもあるので、今国で定期接種として使うワクチンはビケンのワクチンになりますね。そのワクチンについての効果が今のところないのになって。

○委員長（赤井睦美君） ほかに。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） これ組換えワクチンのほうは2回打っただけでしょ。だから4万4千円ってことなんだよね。その半分2万2千円、これって八雲総合病院でどっちも打てるんですか、組換えワクチンも生ワクチンでも。

○健康推進係長（本間直人君） 委員長、健康推進係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○健康推進係長（本間直人君） 八雲総合病院ではすでに任意接種で実施しておりますので両方打てるってなっております。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） それと私分からなくて教えてください。予防接種法のB類疾病に位置付けられたらこのワクチンについては国の財源の裏打ちってあるんですか。

○健康推進係長（本間直人君） 委員長、健康推進係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○健康推進係長（本間直人君） 接種については国のほうでも円滑な接種が市町村で受けられるように、地方交付税による措置が予定されています。

○委員（大久保健一君） 全額交付税措置されるの。

○健康推進係長（本間直人君） 費用の3割について普通交付税措置が講じられる見込みです。

○委員（大久保健一君） わかりました。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

なければ次、第2期八雲町健康増進計画案についてご説明よろしく願いいたします。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。

○委員長（赤井睦美君） 主幹。

○健康推進主幹（梅坪 光君） それでは、お配りした資料別紙3第2期八雲町健康増進計画案の概要版に沿って説明をさせていただきます。

資料1 ページ目をお開きください。

まず計画の趣旨ですが、町では、平成27年3月に八雲町健康増進計画を策定して展開してきましたが、令和6年度は、第1期計画の最終年であり、最終評価を踏まえて、第2期計画を策定しようとするものです。

次に計画の根拠法と位置づけについてですが、本計画は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画、食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画の一体計画となります。

本計画の位置づけは、八雲町総合計画の分野計画であり、関連する町の保健・医療・高齢者・介護・障がい者・教育分野の計画及び方針との整合を図ります。

2 ページをご覧ください。計画期間は、国の計画を合わせ 12 年間としています。

とばして 6 ページをお開きください。第 4 章八雲町の目指す姿となりますが、基本理念は、第一期計画の理念を継続し、みんなで支え合い、守ろう笑顔と健康！としています。

計画ですが、3 つの基本的方向を定めています。

基本方向 1 の個人の行動と健康状態の改善は、身体的な面について健診受診や健康的な生活について、方向性を示しています。

基本方向 2 こころの健康を守るための健康づくりについては、こころの健康に注目しおり、個々の健康を守るための地域の環境整備の必要性についても方向性を示しています。

基本方向 3 については、基本方向 1 や 2 と重複している部分も多いのですが、ライフコースアプローチという胎児期・幼少期から成熟期、老年期までをつなげて考え支援するという考え方を示したのになります。国でもこのライフコースアプローチの視点を取り入れているため、本計画でもその視点を踏まえた計画としました。

7 ページをお開きください。本計画では、基本方向に沿って、分野ごとに計画を策定しています。内容はこのあと説明しますので、ここでは説明を省略します。

8 ページをお開きください。第 5 章健康づくりの目標と取組となります。

この章では、健康づくりの具体的な取り組みや具体策、町民の皆さんへのご提案として示しているものとなります。

個人だけではなく、健康のために、地域や職場で取り組めるものを取り入れてもらったり、行政の取組を知っていただき参加してもらったり、皆さんへのご提案の中で、自分たちのできそうなことに取り組んでももらったりということを想定しております。

地域や職場の取組の中では、八雲町内で活動している保健推進員や食生活改善委員が行っている活動についても載せております。

まず、1－1 生活習慣の改善については、病気にならないための行動について、具体的に提案をしています。

(1) 栄養・食生活では、乳幼児期から学齢期ではおやつや望ましい食習慣確率に向けた取り組みを、成人期や高齢期では肥満も含めた生活習慣病予防、特に高齢者はや健康な状態と要介護状態の中間の状態のフレイルという状態を予防することを計画に盛り込んでいます。みなさんへの提案では様々な提案をしておりますので、町民の方が意識して実行していただけるように各種事業をすすめていきたいと考えております。

次に 10 ページをお開きください。(2) 身体活動・運動についてですが、地域・職場の取組については、成人では特に一人よりも地域や職場で運動することの方が継続につながりやすいため、互いに声を掛け合って実施するという点をポイントとしております。

11 ページの具体策では、様々な活動ができる事業が実施されておりますので、事業について紹介していますが、具体策の一番下に記載しております八雲元気塾については、八雲総合病院で定期的実施されているものとなります。

13 ページをご覧ください。

(3) たばこについてですが、今後の取組としては、喫煙だけでなく、受動喫煙による健康への影響についての普及啓発、受動喫煙特に妊婦や子どもへの受動喫煙の防止、施設の禁煙や分煙の取組が中心となります。

数値目標ですが、喫煙率を中心に目標設定していますが、慢性閉塞性肺疾患 POCD は、たばこの煙が主な原因となる肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れを主な症状として緩やかに呼吸障害が進行する疾患ですので、認知度を評価することでたばこの害についても認知が進むと考え、目標に追加しています。

14 ページをご覧ください。(4) アルコールについてですが、様々な健康リスクがありますので、地域や職場では、無理に飲酒をすすめないことや 20 未満の飲酒はダメという意識が大切になると考えています。行政の取組としては、飲酒についての正しい知識の普及啓発の他、適量飲酒や休刊日についても普及啓発し、町民の皆さんにもご提案していきます。

15 ページをご覧ください。

(5) 歯・口腔の健康ですが、若い世代から高齢期までの幅広い世代に対し、歯と口の健康づくりについて広く普及啓発していくことが重要と考え、町内歯科医院と連携し、特に高齢世代へはオーラルフレイルの知識普及を行います。

16 ページをご覧ください。

1-2 の生活習慣病の発症予防・重症化予防という項目は、早期発見と重症化しないための項目となります。早期発見という点では、健診受診を進めており、特に糖尿病では重症化を予防する事業についても提案しています。

(1) のがんでは、町民が、がん検診の重要性を理解し、定期的な受診行動に結びつくよう、継続した検診の受診勧奨を進め、知識の普及啓発や多くの人が検診を受けることができる体制の構築に取り組んでいく必要があると考え、取組等を掲載しております。

17 ページをご覧ください。

(2) 循環器では、循環器疾患の危険因子としては、高血圧・脂質異常症・喫煙・糖尿病などがありますが、予防・管理には減塩をはじめ生活習慣が影響することから、健康診断を受けるなど自分の健康を客観的に把握し、生活習慣の改善に役立てることが重要となると考え、取組等を掲載しております。

19 ページをご覧ください。糖尿病については、糖尿病の予防、健診受診による早期発見、重症化予防が重要となりますので、今後の取組は、この 3 点を中心に記載しており、行政としては特に、糖尿病の重症化を予防するための取組や体制整備を行っていきたいと考えております。

20 ページをご覧ください。1-3 の生活機能の維持向上は、日常生活を送れる身体機能の維持向上に視点をおいています。この項目については、最初の方であった身体活動・運動と似た感じがしますが、高齢化に伴い日常生活に支障をきたすことのないようにしようといった意味あいの項目となります。

21 ページをご覧ください。基本方向 2 こころの健康を守るための環境づくりの(1) 休養・睡眠ですが、個々の健康では休息や睡眠が精神面の指標となることから、項目としてとりあげ、子育て世代に関しては、事業も活用しながら休息が取れるような取り組みを実施し、どの年代についても休息や睡眠について必要時、相談ができることを掲載しています。

22 ページをご覧ください。(2) 社会とのつながり・こころの健康維持向上についてですが、これまでの健康づくりは、個人の健康づくりへの取組が中心でしたが、地域のつながりや、より良い地域社会は健康に大いに貢献すると考えられ、健康づくりとも密接なつながりがあると考えられています。また自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、個人の問題ではなく、社会の問題であり、避けることのできる死であるといわれています。

特に自殺予防では、保健師による個別の相談のほかに 23 ページの具体策の一番下にあります、悩んでいる人に気づき、自殺を防ぐために適切な対応ができる人を養成するゲートキーパー養成講座を開催し、地域で見守る体制を整えていきたいと考えています。

24 ページからとなりますが、基本方向 3 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの項目になりますが、こどもの生活習慣が大人にもつながっていくという考え方になりますので、今回の八雲町の計画ではどのライフコースでも体重に注目し、ほか高齢者は社会参加、女性は具体策の内容はほかの項目と大きく変わりませんが更年期等も意識した健康管理ができるようにと提案しています。

27 ページをご覧ください。計画の進行管理ですが、PDCA サイクルを活用しながら、事業実績の評価点検を行うとともに保健推進委員会へも報告し、事業展開に生かしてまいります。

計画(案)の概要は以上となりますが、最後に今後の予定についてご説明いたします。

この計画(案)については、本委員会報告後、速やかにパブリックコメントを実施し、町民から広く意見を募集し、町民から出た意見を検討し 3 月までの完成を目指しています。

説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長(赤井睦美君) ありがとうございます。

このことについて何か質問、ご意見ありませんか。

○委員(佐藤智子君) はい。

○委員長(赤井睦美君) 佐藤委員。

○委員(佐藤智子君) 20 ページの 1—3 生活機能の維持向上のところで、具体策の二つ目に後期高齢者の未把握者訪問ってあるんですが、後期高齢者の未把握者ってどういう人のことをいうんですか。

○健康推進主幹(梅坪 光君) 委員長、健康推進主幹。

○委員長(赤井睦美君) 主幹。

○健康推進主幹(梅坪 光君) たとえば医療機関にまったく受診していない方や町の事業にも参加されていない方がもしかしたら健康で受診もしていないってこともあるかもしれませんが、年齢的なことを考えたり健診も受診していないと考えると健康について確認したほうがいいなって方だなってことで把握していますので、保健師のほうで訪問して再度確認する事業となります。

○委員長(赤井睦美君) ほかにありませんか。

○委員外議員(三澤公雄君) はい。

○委員長(赤井睦美君) 三澤さん。

○委員外議員(三澤公雄君) 3 月に完成を目指すって話でしたが、この委員会が出された意見なんかはどういうふうに反映されるんですか。町民からのパブリックコメントと受け取ったものと同じように扱われて 3 月の完成に反映させていくって考えですか。

○健康推進係長（本間直人君） 委員長、健康推進係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○健康推進係長（本間直人君） 今のご質問、スケジュール的な問題で大変恐縮ですが、そのようなかたちにならないかなと思っています。本来であればもうちょっと早く素案を報告できたらって。

○委員（大久保健一君） そしたらなに言っても活かされない。

○委員外議員（三澤公雄君） いろいろ考えがあって意見を言うんだけど、具体的に9ページで、業界人として4番目の毎日牛乳を飲むって書かれるのはとても嬉しいんですが、牛乳って飲めない人もいるので、今業界あげて牛乳を食べるってイメージで乳製品を置き換えるイメージで表現されているのがここ何年か目立ってるんですね。だから飲むってことだと普及も限られるので、そういった乳製品をとるって説明に変えられないかってことが一点。

それと成人期、高齢期のところで、食物繊維とかビタミンのことで野菜なんかにはウェイトおいた書かれ方がしているんですが、一番目に350グラム以上食べましょうって言っていて、三番目のポツで汁物は一日いっぱい減塩って言ってるんですが、食物繊維をとるってことで根菜類だとかを一番摂取しやすいのは鍋や味噌汁なんですね。

ある調味料のメーカーなんかは具沢山の味噌汁を勧めていて、非常に汁物を規制して野菜をとるといって、イメージ的には生サラダやお浸しで摂取量も限られるので、ここがちぐはぐだと思うんですが、僕は味噌汁に関しては保健福祉課と長年議論していますが。

なのでなんか統一性が欠けるってことと、もう一点、そのことを指摘したいってことと、もう一点、最近高齢者のたんぱく質をとるってことが勧められていて、それは日本人の和食の中で非常に欠けているってことは指摘されていますが、その辺の観点が欠けていて、カロリー表示、カロリーにだけウェイトを置くと、全体の食べ物の摂取量を制限したりして、総体的に高齢者にとって長寿につながるたんぱく質の摂取が減るってイメージが抜けきらない書き方になっているので、そういうところが今の時代と合わないんじゃないかなと思うので、大まかに三点申し上げました。どうでしょうか。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。

○委員長（赤井睦美君） 主幹。

○健康推進主幹（梅坪 光君） ご意見ありがとうございます。

なかなかここが計画の難しいところだなんて私も感じているところがあるのは正直なところで、たとえば味噌汁なんかは一杯1グラムって言われていたり、塩分が1グラム入ってるってことで毎日とるとそれだけで成人の男性が8グラムとかにしたらそれだけでも3分の1が塩分とられてしまうとかありますが、内容については栄養士とも相談しながら、具だくさんのと追加することで分かりやすくできないかってことについては検討していきたいかなと思います。

また、乳製品についても、今三澤議員がおっしゃられたようなことがあるので、それについては栄養士と相談したいと思います。

あと、たんぱく質については、高齢者の筋力低下はやはりフレイル予防だとかについては重要になってきますので、ここの食生活、栄養の問題に載せるものか、ライフコースアプローチを踏まえたところで高齢者の項目があって、自分の体に見合ったバランスの良い食事

ってことでたんぱく質の適切な摂取が載せられないかってことで、項目も踏まえたところで検討していきたいなって考えます。

どうしても考え方によってはたんぱく質とりましょうってメインに書くと次はカロリーがオーバーしていたっていう問題があったりもしますので、どこの部分に載せるのが適切かも踏まえながらご意見を参考にさせていただいて修正できたらと考えています。ありがとうございます。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 三澤さん。

○委員外議員（三澤公雄君） 後段のところでも読み比べたのだけれども、やはりバランスがいいって書き方しかされていないので、そうするとカロリーを気にして全体のご飯を控えようってかたちになるので、なんかそこの表記の仕方が、今求められているたんぱく質も含めてバランスって言葉がこれまで使われてきた中での全体のカロリーへの偏って指導の仕方とか、なんかずれが感じたものですから言わせていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 計画そのものはないんですが、中身についてお伺いしたいと思います。この結果をどのように活かすかが大事なことで、その中で気になるデータがあったんですが、5ページの成人男性の肥満率が八雲町は高いっていうのがあって、これっていうのは将来の病気の予防とかって考えたときは非常に大事な、ちょっと注目しないといけないデータなのかなと思いますが、この辺の分析はどうですか。八雲町って歴史的にこういう青年やおじさんのデブ率って高いから、肥満率。どうなんだろうかね。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。

○委員長（赤井睦美君） 主幹。

○健康推進主幹（梅坪 光君） このときは令和4年度のデータってことで、今ちょっと調べると時間がかかるので、今までの経過がどうだったってことで今少しお答えできない感じですが、保健師の活動を通してってところでは、いろいろ体を動かせる第一産業をしている方も多いて一方で、10時や3時ってところでは体力を蓄えるために次の活動にいかすためになってこととおやつの時間をとっていらっしゃる方も多いて印象があるっていうのが正直ありました。

また飲み物ですが、極端の話になりますが、私たちの印象としては長い、ロング缶のコーヒーって糖分がすごく多いんですが、周りでそういう方多いなっていうところもあったりとかっていうので、そういう食生活なんかも昔からってところで考えると影響しているのかなって見えたりはしています。

また、夜勤の方も生活習慣を考えるとどうしても夜遅くの最後のお仕事をされるってこともあるので、もちろん人によっては食事の時間は様々だと思いますが、そういう時間に食事をとられる方もいるのかなって考えていますので、なかなか地域柄、バランスの良い時間にだとか、規則正し時間にとかっていう食生活だとかって生活習慣っていうのは時期的に

とか職業的に難しいってところは現状としてはあるのかなって、保健師として感じているところではありますが、思っていました。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 将来の病気を考えたときにこれは貴重なデータって、参考にしないとならないデータだと思うので、こちらの分析はちょっと忙しい中ですが進めていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） どうでもいいことっていうかあれなんだけれども、14 ページのアルコールについての男性と女性の目標値ってなんでこんなに違うの。どういう意図があるんですか。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。

○委員長（赤井睦美君） 主幹。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 男性と女性ではアルコールの耐性の量が違うってこともあるので、男性と同じだけ女性と同じ量で飲んでも女性のほうが早めに肝臓を傷めるので、そこは男性と女性では違うと考えています。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 指標のところでもそもそも半分なわけでしょ。男性が 40 グラム、女性が 20 グラムの割合だから指標からして半分なんだけれども、この指標で半分にしてからそこはクリアされてると思うんだけど、目標値っていうのは同じくらいになるんじゃないかと思うんだけど、どうなの。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。

○委員長（赤井睦美君） 主幹。

○健康推進主幹（梅坪 光君） すみません、ちょっと今見てみないとわからないんですが、道の目標値と同じように設定してるってこともあるので、ちょっと確認してからお答えします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

なければこれで終わります。ありがとうございました。

【保健福祉課職員退室】

【環境水道課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） お疲れ様です。

それでは早速環境水道課より、災害廃棄物処理計画策定業務についてご報告よろしくお願いいたします。

○環境衛生係長（西山 誠君） 委員長、環境衛生係長。

○委員長（赤井睦美君） 環境衛生係長。

○環境衛生係長（西山 誠君） 災害廃棄物処理計画について、概要版にてご説明いたします。

第1章、総則、1 背景および目的でございます。

近年では、震度7を観測する巨大地震として、東日本大震災が、平成23年3月11日に発生し、近年では北海道胆振東部地震が、平成30年9月6日に発生しております。

特に東日本大震災の災害廃棄物の処理については、膨大な発生量や、津波の影響で様々な廃棄物が混ざり合ったことなどにより、処理の完了までに約3年の歳月がかかりました。

八雲町災害廃棄物処理計画は、国が策定しました災害廃棄物対策指針や、北海道が策定しました北海道災害廃棄物処理計画等をふまえ、想定される災害に対する事前の体制整備および災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、地域の早期復旧・復興に寄与することを目的として策定いたします。

次2、本計画の位置づけでございます。本計画は、上位計画にあたる国が策定した災害廃棄物対策指針や、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、また北海道が策定した北海道災害廃棄物処理計画や、八雲町地域防災計画と整合性を図りながら、策定いたします。

本町で災害が発生した際には、本計画に基づいて初期行動を実施し、被害状況等の情報収集を行ったうえで、災害廃棄物発生量の推計、処理期間および処理体制について検討を行い、災害廃棄物処理実行計画としてとりまとめを行います。

3、対象とする災害・災害廃棄物でございます。表の1の本計画で対象とする災害であります。本町における想定する災害ではありますが、一番大きい想定する災害として、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震があります。

震源地は、岩手県南部沖から青森沖、十勝・根室沖にまたがる海溝であります。最大震度で5弱の地震が発生した場合は、黒岩から栄浜までの、津波の災害警戒区域で、建物被害全壊が4千棟、避難者数が8,100人を想定しています。

次に北海道南西沖の地震であります。平成5年7月12日に奥尻沖で発生して熊石地域で被害があったことから、熊石地域の地震と想定しています。

次に風水害を想定する災害ではありますが、地域防災計画に基づき、遊楽部川の洪水、落部川の洪水、相沼内川の洪水を想定いたします。下段の各洪水被害による建物の被害棟数および避難者数は、八雲町ハザードマップを参考に整理しており、記載のとおりであります。

次に表の2の本計画で対象とする廃棄物であります。

区分として地震や水害等によって発生する廃棄物の種類は、記載のとおりでございます。津波や洪水で水に浸かったもので使えなくなり、ごみとして出す物は、災害廃棄物になりますし、分別しますと記載の種類になります。

次に被災者・避難者の生活に伴い発生するごみとして、生活ごみ、避難所ごみ、し尿があげられます。

4、災害廃棄物処理の基本方針でございます。本計画における災害廃棄物処理の基本方針は次のとおりといたします。

基本方針1、適正かつ円滑・迅速な処理の推進でございます。住民の生活環境および公衆衛生保全の観点から、適正な処理を推進し、復旧・復興の妨げにならないよう、円滑かつ迅速な処理を行います。

基本方針2、分別・再生利用の徹底でございます。仮置場での分別を徹底することで、可能な限り再資源化・再利用を行い、リサイクルを推進し、埋立処分量の削減に努めます。

基本方針3、合理的かつ経済的な処理でございます。処理の緊急性や困難性を考慮しながら、合理的かつ経済的な処理に努めます。

基本方針4、作業環境に配慮した作業・処理の実施でございます。災害廃棄物は通常の廃棄物とは異なり、有害廃棄物や危険物の混入等が考えられるため、安全に徹底した作業と処理に努めます。

基本方針5、様々な主体との連携でございます。平時のごみ処理に係る関係機関と連携して処理を進めるとともに、必要に応じて北海道や他の市町村、民間事業者等の協力・支援を受けて処理を行います。

第2章、平時の備えと災害廃棄物対策、1 組織体制・指揮命令系統でございます。

○委員（大久保健一君） 委員長、端折っても。

○委員長（赤井睦美君） 事前に資料をもらっているのです。

○環境衛生係長（西山 誠君） はい。終わります。

3 ページの右下の7の地域特性と対応方針について説明いたします。

7 地域特性と対応方針でございます。

本町の地域特性から想定される災害廃棄物処理の課題について、以下の対応を検討いたします。

（1）一般廃棄物処理施設の処理可能量の不足でございます。

対象とする災害が発生した場合、平時よりごみの共同処理を行う場合や組合の構成市町においても大きな被害が想定され、既存の処理施設のみでの処理が困難となることが考えられます。このため、災害発生後は北海道へ支援を要請し、民間事業者や道内の他の自治体の廃棄物処理施設の活用を検討いたします。

本町が被災した場合、被災状況に応じて災害廃棄物の処理を連合や組合の構成市町と調整する必要があります。また、他の市町村で受入れが困難な災害廃棄物が発生する場合もあるため、平時より災害廃棄物の種類に応じた対応を検討するとともに、処理先の確保についての情報連絡体制を整えるよう努めます。

（2）関係市町村との連携でございます。

本町が被災した場合、被災状況に応じて災害廃棄物の処理を広域連合や組合の構成市町と調整する必要があります。また、他の市町村で受入れが困難な災害廃棄物が発生する場合もありますので、平時より災害廃棄物の種類に応じた対応を検討するとともに、処理先の確保についての情報連絡体制を整えるように努めます。

（3）沿岸部で発生する処理困難物への対応でございます。

本町は、沿岸部に位置しており、漁業や酪農業が盛んな地域であることから、津波で被災した場合には、廃船舶・漁具・漁網等、腐敗性廃棄物等の処理困難物が発生することが懸念されます。

特に腐敗性廃棄物については、迅速な対応が求められるため、平時から処理方法・処理先を検討いたします。以上で概要版の説明を終わります。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございました。

このことについて、質問やご意見はありませんか。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤さん。

○委員（斎藤 實君） 災害の種類によってはいろいろ考え方があるんですが、台風被害っていうのかな、特に海岸に流木だとか河川に流木入ったり発泡スチロールなんかも寄ってくるんですが、そういうのもこれの考え方で処理できるんですか。

○環境衛生係長（西山 誠君） 委員長、環境衛生係長。

○委員長（赤井睦美君） 環境衛生係長。

○環境衛生係長（西山 誠君） まずは台風その被害の状況にもよりますが、まずは地域の住宅のごみなどが浸水とか使った場合には、それらを仮置場に運ぶ、町内会とか軽トラック持ってる方がおりましたら、みんなで分け合って仮置場に運んでいくことがまず大事ですし、その仮置場で分別を徹底して、それで分別されたものについてを処分場へ運んでいくって流れですが、まずそれが第一条件で、次に台風、河川とか流木とか生物に支障がある場合は第二段階として地域を見計らって回収していくかたち。まずは地域住民のためのごみを早期に回収していくことが目的となります。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） まずこの災害廃棄物処理計画は一応記載の大規模な災害があった場合の処理フローの位置づけを町として計画で位置づけをします。これに基づいて仮置場やそういった分別をして処理していく計画になります。

実際に台風ですとか、そういった身近な流木やそういった部分については例年取り組んでおります、たとえば海岸漂着物の処理の事業がございますので、当年に処理が可能であればいいんですが、事業費が足りなければ翌年度に持ち越したかたちで調整しながらの対応になってくるのかなと考えています。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 3ページの右側のほうの（４）仮置場の管理人員の確保ですが、これって計画だから具体的にはないんでしょうけれども、どういった方っていうのを、今結構人員を担い手とかそういう人が少ない中で決めていくのは大変だと思いますが、結構重要な役割分担を決めるってなってるから、どういうふうな職員で

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 3ページの（４）仮置場の管理人の確保って部分でいうと、職員自体は限られた人数しかいないので、実際に仮置場に職員を常時派遣して常駐するのは不可能だって考えています。それで今想定しているのが、実際危機管理課のほうでも管理していますが、災害協定ってことで、いろんな事業者さんや協会さんってことで協定を結んでおります。

その中でたとえば想定例でいうと、たとえば土現の業者さんの組合さんや、たとえば産業廃棄物の事業者さんってことをお願いしながら多分仮置場については運営していくことにはなるんじゃないかって今は想定してございます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 三澤さん。

○委員外議員（三澤公雄君） 同じく3ページの後半で一番最後に指摘されている腐敗性廃棄物等の処理について、あまり具体的なことが書かれていませんが、先ほどあげていた1分別場所、そこもそういった腐敗性廃棄物に特化したものを用意しないといけないのかなって想像するんですが、それくらいのことは想定されてるんですよね。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） まず仮置場については、今議員がご指摘の腐敗性廃棄物については想定はしてございません。それで具体的に八雲町だとたとえば酪農家や漁業の基幹産業があるので、水産加工場や水産物の食品といったものが多分想定されるのかなって思うのですが、それについては、漁業系であれば容器包装の有無に応じて可能な限り現場のほうで分別していただいて、今であればバイオマス利活用施設であったり、焼却施設、最終処分場に直接それについては搬入を今の段階では考えています。

あと畜獣等動物の死骸の関係もあると思いますが、こちらについては公共性って講習所を迅速に優先に対応していかなければならないってこともあるので、基本的には死亡した畜獣・動物が、所有者がいるものについては所有者が処理していただくこととなりますが、この所有者が不明だという場合には、衛生管理上なるべくはやめにたとえば埋め立てをするとかって処分の方法になってくるのかなって思います。

具体的には腐敗性のものについては、仮置場での一時堆積は今の段階では考えていません。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 三澤さん。

○委員外議員（三澤公雄君） 埋め立てということ、質問のメインはその動物なんだけれども、動物が死んだ場合に今道南蛋白に頼んでるけれども、あそこは沿岸部。なので業者としても動けないかもしれないし、施設も使えないかもしれない。

それで今度埋めるってなると、最近のニュースで抗原性鳥インフルエンザ、あれで最終的には埋めてるのがあるんだけど、その場所選定とか許可のこともスムーズに行われないのが今現在もあるんだよね。なので想定されるならそういったことが迅速に予定地も決め、想定しておいて、許可のスムーズに出せることとかも想定しておいたほうがいいのかなって思ったりもするし、もう一つ生産物、牛乳にとってもこれも勝手に捨てる場所がないんだよね。牛乳も省令、法があつて。

なので、そういうことも含めて大規模災害を想定するならそういった仮置場がない、生産所有者が一番責任を持たないといけないにしても、処理の先を、町外ならもっと広域災害であれば連携の仕方も考えないといけないし、町外で処理するならどんな事業者が担ってどういう場所でやるのかはもう少し想定されるべきなのが計画なんじゃないかと思ったので質問しました。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 仮置場もそうなんです、一時仮置場の選定についても今回かなり町としては苦勞した経緯がございます。町有地でしかもある程度の面積を確保した中でのってなるとなかなかないですし、実際にその津波想定区域外での選択となるとかなりハードルが上がってきたって部分がございます。

それで三澤議員からご指摘のあった動物の埋め立てがどこだって部分についても具体的には計画の中ではなにもございませんで、今後継続的な部分の中できっと整理ができるようなかたちで進めたいというふうに思います。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 三澤さん。

○委員外議員（三澤公雄君） 想定するとしたら多分ハザードマップで示されている津波の被災地域にそういった生き物を飼っている施設がいくつかあると思うんです。川沿いに。そういったもので把握される数なんかも使用頭数から含めて想定されると思うし、そういったたちょと現場にあった計画にできればしてもらいたいなと。

そういったハザードマップを使っても該当するところがないのであれば想定することも小さいものにでもいいと思いますが、僕の今のイメージでは遊楽部川流域も含めてまだまだ該当する牧場施設があるのかなって思いましたから、具体的な計画を立てないといけないと思います。ハザードマップを含めてそれに範囲にある計画とかそういうわかりやすい想定の仕事でできるものは計画してもらいたいと思いました。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 実際にですね、頭数等については現在おさえていないのが現状ですので、継続的に研究していきたいと思います。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 今の課長の一時仮置場の選定に苦勞したってことでした。僕も落部地域によってこの一時仮置場のことだと思うんだけど、その説明に來られたってことをお伺いしております。その中で、当然みんなで協力し合いながらやっていかないとないことで、場所も限られる、ある程度大きな面積が必要となったときには、落部地域やそういうところになると場所が限られてくるのは当然で。

ただ当然住民感情っていうのがあって、これは時間をかけた丁寧な説明っていうのは当然説明になってくるんだけど、ただある程度の場所の選定は当然担当課なりにしていただくんだけど、詰めの作業に関してはしっかりと落部なら落部、たとえば連合町内会だとかがあってそういうところにきちんと投げかけて、町民で議論させた方が僕はスムーズなのかなって。結果的にですよ。

当然、大まかな説明は町でやるべきですが、住民の防災意識を高めるって意味においてはそういう取り組み方も一つの考え方なのかなって思うんですが、その辺どうでしょうか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 具体的に、仮置場 3 ページの左上に今の段階で整理できたもののみを記載させていただいてるってことになります。具体的に落部地域についても一か所町で選定したかたちで、この年明けに地元の町内会隣接も含めて私と係長のほうで説明をしに行ったんですが、やはり住宅に近いって部分があったり、近隣に農地、田んぼがあったりとかって部分で、なかなか調整がうまくいかなかったって現実がございます。

かといって落部地域で何も無い、仮置場がなければ搬入する場所がないってなったら八雲まで搬入するってなるので、それもやはりハードルがかなり高いとなるので、その辺についてはですね、今後も地元地域と継続協議ということで町内会含めた中で連合町内会にも相談をしていきたいなというふうに考えております。

いずれにしても継続していく中で、地域の課題でもありますよという部分でのご説明をさせていただきました。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 僕も連合町内会でそういうお話はさせていただきますので、ちゃんと役割分担しながら責任も分散させながら話を進めていくのが一番ですので、今後ともよろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 教えてほしいんですが、1 ページの表 1 の部分ですが、被害の建物被害、全壊、半壊ってあって、火災被害消失っていうのがあるんですが、なんか単純に建物なのかなと思ったらずうではないから、でも千島海港とかの斜線だしどういふので区分しているのか教えてもらっていいですか。

○環境衛生係長（西山 誠君） 委員長、環境衛生係長。

○委員長（赤井睦美君） 環境衛生係長。

○環境衛生係長（西山 誠君） 日本海溝、千島海港は火災被害の消失がないってことについてはあくまでも津波での被害を想定したものでございます。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 建物ではない被害なんですよ。上に建物被害で全壊、半壊ってあるから、この火災被害は何を指すのかなってことを教えていただけたらなと思いました。

○環境衛生係長（西山 誠君） 委員長、環境衛生係長。

○委員長（赤井睦美君） 環境衛生係長。

○環境衛生係長（西山 誠君） あくまでも最初の地震によって建物が崩れたりしての火災でありますので、そこは省いております。

○委員長（赤井睦美君） 指針によって能登半島の朝市のように火が出ますって建物の火災被害を予定してるってことですね。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君）　たとえば日本海溝と千島海溝の巨大、4千棟おそらくこの中にも当然火災によって全壊するという数字を想定している内数ということで考えていただけたらというふうに思います。

○議長（千葉　隆君）　全壊の中に火災も入るってこと。

○委員（佐藤智子君）　はい。

○委員長（赤井睦美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤智子君）　北海道南西沖地震で消失が3棟出て出てる、ここだけに出てるって不思議さ、それでたった3棟って意味のわからなさについて聞いていたと思うんですが、なんでここだけ3棟なんですか。

○危機対策課長（田中智貴君）　委員長、危機対策課長。

○委員長（赤井睦美君）　危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君）　この八雲町の災害廃棄物計画の策定にあたって前提条件として被害想定がありますが、その前提条件の被害想定の中で日本海溝千島海溝沿いの巨大地震については令和4年の7月に道から公表されている基礎資料を基に策定しています。

あわせて北海道南西沖地震についても平成30年2月に公表された道の被害想定をベースに計画を策定しているというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（赤井睦美君）　ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君）　なければこれで終わります。

次、一般廃棄物最終処分場残余容量調査業務について、よろしくお願いいたします。

○環境衛生係長（西山　誠君）　委員長、環境衛生係長。

○委員長（赤井睦美君）　環境衛生係長。

○環境衛生係長（西山　誠君）　埋立残余容量調査報告書について説明いたします。

令和6年6月に事業者到最后処分場の測量調査を行いました。それで書類等は診ていただいたと思いますので、最後、14ページをお願いいたします。

最終的に測量調査とか八雲町のごみの搬出量とか、今後想定するごみの排出量等を調査したうえで、そしてそのごみでもごみの性質によって体積が違いますので、そういう体積換算係数を乗じたなどにして、埋立残余年数の算定を行いました。

14ページですが、埋立残余年数の算出については、廃棄物の残余容量に年間埋立量を除して算出いたしました。そして算出した結果でございますが、下の表3-11に埋立残余年数の整理ということで答えを記載しております。1つ目が、文献による体積換算係数を用いた年間埋立量の残余年数ですが、残り22年0か月、埋立可能期間は令和28年5月までという結果が出ております。

次に、2つ目として設置届書の体積換算係数を用いた年間埋立量の残余年数は、26年0か月、埋立可能期間は令和32年5月までという結果が出ました。

最後に測量調査による体積換算係数を用いた埋立残余年数が、24年5か月、埋立可能期間は令和30年10月までの算出結果となりました。どちらも体積換算係数を用いてもおおむね令和30年10月まで今現在の最終処分場は埋め立て可能であるという調査結果が出ました。

15 ページなのですが、時期最終処分所の整備スケジュールでございます。残余年数の換算、算定結果をもとに、時期最終処分所の整備スケジュールを示しております。

採用する残余年数は現場の実態に近い測量調査による体積換算係数を用いた残余年数として、令和 30 年 10 月に原最終処分場が埋め立て完了の算定結果であったため、基本構想や 23 年度に着手することが望ましいと考えられます。

今回の調査の結果ですが、当初の埋立満了期間が令和 13 年 12 月で終了の計画でありました。それが今回の調査で約 17 年延長可能になりました。要因としまして、年間埋立量の減少が大きいのが一番ですし、今後さらに減少し続けると、さらに満了期間が延長されることと考えられます。以上で雑ぱくですが説明を終わります。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 今までここに書いてあるかもしれませんが、8 ページの下の部分で（2）焼却残渣、焼却灰について、それが一番埋立量が多いんじゃないかなと思うんですけども、この焼却灰っていうのは、わざわざ北斗市で焼却されたものの八雲分を埋め立ててることですか。

○環境衛生係長（西山 誠君） 委員長、環境衛生係長。

○委員長（赤井睦美君） 環境衛生係長。

○環境衛生係長（西山 誠君） クリーン渡島で焼却しました、焼却灰とはまた更に比重の軽い飛灰ってものですが、それをコンクリート状というかゲル状にして、それを八雲町とあと鹿部、あと西部の組合のほうで3つに分けて今現在処分しているところでございます。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） ゲル状で来ているっていうのはちょっと今まで知らなかったのが驚きましたが、なぜその3か所なのでしょう。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 当初、クリーン渡島が始まったときの話なんですけれども、計画処理をごみの焼却処理量に対しててっぺん以上にあって、焼却できない状況が2年程度続いた時期があるということで、そのごみについては各町持ち帰りをするというルールだったと聞いています。その持ち帰るゴミが、たまたま八雲町が持ち帰ることができないので、ほかの市町の最終処分場なりで埋め立てをしてもらったという経緯がございます。

それで持ち替えられなかった市町が今現在の八雲町、西部、鹿部の四つになりますが、それをその持ち帰れなかった分のごみの焼却が比重でいったら1対4ですが、その分だけ飛灰について出た分を割りながら最終処分場に埋めているという経緯でございます。

○委員（佐藤智子君） ありがとうございます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

なければこれで終わります。ありがとうございました。

【環境水道課職員退室】

【住民生活課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） お疲れ様です。

それでは住民生活課より、令和6年度物価高騰支援給付金事業について、ご報告よろしく
お願いいたします。

○住民生活課長補佐（武田理恵君） 委員長、住民生活課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐（武田理恵君） それでは令和6年、度物価高騰支援給付金給付事業非
課税世帯、こども加算についてご説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。まず1番の目的でございますが、国民の安心・安全と持
続的な成長に向けた総合経済対策を踏まえ、低所得者支援として、令和6年度における個人
住民税均等割非課税世帯に対し、一世帯当たり3万円を目安として給付するとともに、当該
支給対象者の世帯員である18歳以下の児童一人当たり2万円を給付するものでございます。

2番、事業内容でございますが、支給対象者は、非課税世帯については、令和7年12月
13日時点で八雲町に住所を有し、令和6年度住民税均等割が非課税である世帯の世帯主。

こども加算は、非課税世帯給付の対象世帯のうち、18歳に到達する日以降の最初の3月
31日までの児童を扶養している世帯主となっております。

支給額は、非課税世帯は1世帯当たり3万円、こども加算は児童1人当たり2万円となり、
予定支給対象数及び予算額は、非課税世帯は2,800世帯、事務費・事業費を合わせて8,923
万7千円、こども加算は250人、540万7千円となっております。

なお、本事業は年度内中に事業が完了しないため、予算の繰越をさせていただきます。

3番、今後のスケジュールの予定でございますが、来週1月30日臨時会において補正予
算上程させていただき、3月下旬に確認書または申請書送付し、4月中旬に初回振込を行
います。こども加算については非課税世帯給付金を受けた世帯主に対し、該当であるお知らせ
を送付した後に振込させていただきます。7月末を申請期限を予定しており、8月中旬に
最終振込を予定しております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて、質問やご意見はありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 毎度聞いていることだと思って恐縮ですが、これは2,800世帯の中
には生活保護世帯が含まれていますね。

○住民生活課長補佐（武田理恵君） 委員長、住民生活課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐（武田理恵君） 生活保護世帯も含まれています。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） それで生活保護世帯においては、これは収入としてはみなされない
ってことでいいですね。

○住民生活課長補佐（武田理恵君） 委員長、住民生活課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐（武田理恵君） そうですね、こちらも認定はされません。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） お答えありがとうございます。

これはいつものように口座番号がわかっているところは確認書を送るんでしょうけれども、プッシュ方式ってことですね。

○住民生活課長補佐（武田理恵君） 委員長、住民生活課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐（武田理恵君） その予定であります。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） なければ次へ行きます。

二番目の犯罪被害者等支援事業についてよろしく願いいたします。

○住民生活課長補佐（武田理恵君） 委員長、住民生活課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐（武田理恵君） それでは犯罪被害者等支援事業についてご説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。

一番の背景でございますが、平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、第5条に、地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。ことが規定されました。

平成28年の、国の第3次犯罪被害者等基本計画において、地方公共団体による犯罪被害者等に関する条例の制定を促進する内容が盛り込まれたことを受け、犯罪被害者等支援に特化した条例を制定する動きが全国に広がりました。

その後、令和5年の犯罪等施策推進会議において、居住地域に関わらず、その状況等に応じ、必要な支援を適時適切に途切れなく受けられるよう地方における途切れない支援の提供体制の強化等が示され、誰もが突然犯罪に巻き込まれ犯罪被害者等と成り得る中、必要なときに迅速かつ的確に、犯罪被害者等を支援することが必要であり、そのためには、住民の最も身近な行政機関である町の役割は大きく、今回、八雲町においても、犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等の安全で安心した生活に繋げていきたいと思っております。

次に、2の条例の内容でございますが、名称は八雲町犯罪被害者等支援条例、目的といたしましては、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者の責務を明らかにするとともに、支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要な施策を総合的に推進し、被害の早期回復、軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するというものでございます。

三番目、基本理念が4つございまして、一つ目が個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇がされるよう配慮する。二つ目が被害の状況や原因、二次的被害等の犯罪被害

者等の置かれている状況その他の事情への配慮。三つ目が犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまで、継続的で途切れのない支援を実施する。四つ目が町、関係機関、町民、事業者が相互に連携、協力して支援を推進するとしております。

次に、それぞれの責務を規定しておりまして、町の責務といたしましては、支援の施策の策定・実施、二次的被害の配慮と防止、関係機関との連携。町民の責務といたしましては、支援の必要性の理解、二次被害の配慮、支援に関する施策への協力。事業者の責務といたしましては、支援の必要性の理解、二次被害の配慮、支援に関する施策への協力、就労・勤務条件等の配慮としております。

犯罪被害者等に対する支援内容でございますが、相談・助言・情報提供・関係機関との連絡調整、日常生活の支援、居住の安定、安全の確保、町民や事業者の理解の増進、そして見舞金の支給などを規定しております。

3. 町の実施する支援の1つである見舞金の支給について、三番目でもう少し詳しくご説明させていただきます。条例では見舞金の金額まで定めて、その他対象者や具体的な手続き方法等については規則で定めることとなります。

まず一番の見舞金の対象となる犯罪行為ですが、日本国内又は、日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法その他刑罰法令に規定する、人の生命または身体を害する罪に当たらせる行為で、資料にはありませんが被害届が警察に受理されたもの、または、警察が犯罪被害だと認めたものになります。

ただし、刑法第37条第1項本文に記載のある緊急避難、刑法第39条第1項の心神喪失者の行為は罰しない、刑法第41条14歳に満たないものの行為は罰しないという、これは規定により加害者が罰せられるほうについては見舞金の対象とし反対に刑法第35条の法令または正当な業務による行為は罰しない、刑法第36条第1項正当防衛の規定により罰せられない行為、及び、交通事故などの過失による行為は見舞金の対象から除くこととしています。

見舞金は遺族見舞金と傷病見舞金の2種類規定しており、まず、遺族見舞金ですが、対象者は犯罪行為により亡くなった方の遺族で、条件としまして、死亡の原因となった犯罪行為が行われたときに、犯罪被害者及び遺族ともに町内に有すること。としております。順位がございまして、第1順位としましては事実婚含む配偶者、配偶者がいなければ犯罪被害者の収入によって生計維持されていた子ども、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。生計維持されていた者がいなければそれ以外の子ども、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹となり、支給額は30万円としています。

次に、傷病見舞金ですが、対象者は、傷病の原因となった犯罪行為が行われたときに町内に住所を有する犯罪被害者で、要件としましては犯罪行為により受けた負傷又は疾病で、療養に要する期間が1か月以上と診断されたものとしております。支給額は10万円としています。

なお、見舞金の対象は、条例の施行日以降に行われた犯罪行為による死亡または傷病としております。

施行年月日は、令和7年4月1日で3月定例会 upper程を予定しております。説明は以上となりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 説明の中で交通事故等による過失による行為は見舞金の対象とならないとなっていますが、業務上過失致死や過失傷害はわかるんですが、今の悪質な危険運転やそういったものは対象になるんでしょうか、ならないんでしょうか。

○住民生活課長補佐（武田理恵君） 委員長、住民生活課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐（武田理恵君） 犯罪と認めれたものについては対象とするところです。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

なければこれで終わります。ありがとうございました。

【住民生活課職員退室】

○委員長（赤井睦美君） それでは今日の報告について何か皆さんからありますか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 三澤さんの質問からびっくりしたんですが、三澤さんの質問かな、関口君の質問かな。ここで意見聞いてそれが反映されるのかってことについて時間的に無理って話で、それならなんで聞くのよって話があって、時間的なスケジュールはすごく大事なものはわかるんだけど、もうちょっとちゃんとした進め方してもらわないと、意見言っても意味がないんじゃないのって。すごくなにかむなしさを覚えたのだけれども、感じませんでしたか。

○委員（佐藤智子君） 元役場職員の方からそんなに意見を言っても意味がないってことを言われたことがあって、計画書出すことで何らかの予算が付くんだから意見言っても反映されないってことを赤裸々に言われたことがありましたので、今もそういうパブコメをとったとしても、今もそういう傾向があるってことかなって。

○委員（関口正博君） 我々もむなしいんだけど、俺は職員がむなしいんじゃないかなって。特に思う。せっかく苦労して長い時間をかけて資料あってそれに打ち込むだけかもしれないけれども、そんな仕事で役所の仕事ってそれでいいのかなって。

そういうのって今まで関連的にずっと進んできてるんだろうけれども、今若い子たち役場職員に入っても今回、昨日もLINEで流れてきた辞めて行ったりだとか、役場の仕事のあり方ってやっぱりちょっと見直さないとならない時期に来てるのかなって。

俺自身はすごく言葉悪いけれども無駄な気がする、こういう計画って。だってそれを活かす検証もなにもされないんだもん。我々ってより職員がむなしいんじゃないかって気がする。そんな自分たちが一生懸命やったものに対して何の意見もされず、これ何が悪いの。先輩がそういつていたって言うなら役場の体質がそうなのか。

○委員（佐藤智子君） 国の施策。

○委員（関口正博君） 国の施策もそうだけれども、そんなものいって、町でそんなものやる必要がないってこともできないのか。もっと八雲町らしさを前面に出した施策の取り

方とかできないのか。役場職員が一生懸命仕事してるっていうけれども、果たしてそれが何のための仕事なのかなってすごく思わさるんだよね。

○委員（大久保建一君） 俺はそこまで話を広げるつもりはないけれども、ただこの計画を常任委員会に題して見せて、それで意見ありますかって聞いて、じゃあ意見を言ったからってそれが考慮されて修正されるのかって言ったらそんな時間ありませんって言うなら、それだったら見せなかったらいいって思う。

○委員（関口正博君） これパブリックコメント見るでしょ、0件、1件だからね。

○委員（大久保建一君） だけど、それを求めて町民の声や議会の声を行政に活かすって前提でやってると思うんだ、その手続きは。だけどかけるのかかける、パブコメも出します、だけどそれを取り込む時間なんてありませんからっていうのは、おかしいと思う。進め方として。

○委員（佐藤智子君） さっき保健福祉課の主幹はちょっと工夫して書きたいと思いますって言っていました。

○委員（大久保建一君） だから全部が全部そういう進め方ではないんだろうけれども、たまたま今回出たやつに関してはそんな時間はありますってことだから、それだったらきちんとそのスケジュール全体のスケジュールを見て、それに間に合うように議会やパブコメをしなきゃならないんじゃないのって。

○議長（千葉 隆君） ちょっといい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） それもわかるんだけど、たとえば人事異動で、前の人たちの部分がそういうタイムスケジュール作れなくて、最終的な計画を作る、後ろのほうが決まっていたらやらないとならなくて詰めてやらざるを得なかったって実態もあるのかなって、今回の。

○委員（大久保建一君） だからそういうイレギュラーなことは仕方ないと思うんですが、ただ委員会や議会の姿勢としてはスケジュールを考えたいって出してもらわないと困ってことは言っておかないと駄目なんじゃないかなって。

○議長（千葉 隆君） だから現実には、そういうふうに現場も進めようと思っていただけだけれども。

○委員（大久保建一君） なんか、関口君が言うとおりの、国が作れって言ったから作らないとならない計画だって、パブコメをとらないとならないからみんなの意見を聞く機会を作ると。議会にも事前に説明しないとならないからするって、実質何のためにやってるのってことを何にも考えないでやっているようにしか見えない。

○議長（千葉 隆君） ただ、国の作らないとならないってことの最終の部分は補助金、補助事業でやるときに、そしたら補助申請しますよね。そのときに何に基づいてこの事業があるんですかっていったときに、そういう計画に基づいてこの補助金を申請しますって国の補助金をもらう仕組みになってるから、計画を作らないとならないって。そういうのがあるから作りたくなくても作らないとならないって無視はできないってことだね。

○委員（大久保建一君） わかるんだけど。

○委員長（赤井睦美君） 委員会としてはその役場の事情、国と道の関係の事情は分かるけれども、できるだけ委員会として出した意見が反映されるような、町民の意見が反映されるようなタイムスケジュールでお願いしますってことを担当課にお願いしていいですかね。

○議会事務局庶務係長（千代貴大君） わかりました。委員会として提言。

○委員（大久保健一君） 文書で出したほうがいいと思いますよ。

○委員長（赤井睦美君） 皆さんの事情も十分分かりますがって。

○委員（大久保健一君） でないと事前配布されて見て、何の意味があるのかなって。

○委員（関口正博君） 俺、逆に見ててさ、国はどういう人間をつくろうとしてるんだろうって。

（何か言う声あり）

○委員長（赤井睦美君） 今日の報告事項の内容そのものは特にはないですが、報告するタイミングのことを。

○議会事務局庶務係長（千代貴大君） 今日のものではなくて、今後の進行の仕方として十分に町民、委員会の意見が反映可能な余地を残したスケジュールで。

（何か言う声あり）

○議会事務局庶務係長（千代貴大君） 要望として町のほうにということで取り運びます。

○委員長（赤井睦美君） あと、協議事項に入ります。

協議事項なんですが、①病院事業勉強会について、前に特別委員会をつくろうって話も出ていたんですが、文厚で勉強会を進めながら検討していくってことになったので、皆さん資料を持ち寄ってそれで勉強したり必要な方に来ていただいたり、そして文厚の月一の文厚以外にも勉強会の時間をとってやりたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） 早速ですが、第1回の勉強会の日程を2月14日金曜日1時半からということはどうですか。

それぞれみんな都合があると思うので、欠席された方にはのちほど資料と内容をお伝えするということによろしいですか。

○議会事務局庶務係長（千代貴大君） はい。

○委員長（赤井睦美君） ではそういうことでよろしくお願いいたします。

○委員（倉地清子君） この勉強会は録音ってするんですか。議事録。

○委員（大久保健一君） 録音を聞きたいってことね。

○議会事務局庶務係長（千代貴大君） 議事録は。録音だけしておくってことで。

○委員長（赤井睦美君） 次に②視察調査についてですが、事務局よろしくお願いいたします。

○議会事務局庶務係長（千代貴大君） 机上配布させていただいております、2月3日から2月5日の文教厚生常任委員会の視察調査につきましては、7名及び議会事務局随同行の8名で参加でして、旅行経費については、当初想定していた金額より圧縮はさせていただきまして、なるべく自己負担をほばないかたちで持っていきたいんですが、ちょっと想定外のタクシー代や何か経費が掛かったことを想定して、ちょっと予定として自己負担1万から2万円程度あるかもしれない、念頭に置いておいていただきたいということでございます。た

だ、これも進行を進めたら圧縮は可能かなと思っておりまので、努力してまいりたいと思います。

裏面をお願いします。出発時間がちょっと早くて申し訳ございませんが、2月3日月曜日の6時55分に八雲駅に集合いただけたらと考えています。終わりは2月5日水曜日の21時25分を解散予定としています。どうしても、新千歳空港着が17時前ですが、ちょっと接続がギリギリな部分があって、21時25分の解散予定としています。もし飛行機の運行時間が早まって到着が早まったら予定を変更して一本便を早くして19時台も可能かなと思っていますが、一応予定としては21時半の解散を想定していただけたらと思っています。

2月3日に戻って、6時55分八雲駅集合、そのまま新千歳を通して空港について13時41分には名古屋駅に着く予定です。その日はちょっとまだ仮ってかたちにさせてもらっていますが、熱田神宮、こちらは郷土資料館の大谷係長よりここはよろしいかということで案を出していただいている場所のなか所目ですので、こちらのほう視察調査ってことで伺いたいという予定をさせていただいております。17時には名古屋市内のホテルに着きます。

2月4日については、小牧市さんの表敬訪問予定が入っておりまして、小牧市役所に向かうんですが、岩倉駅で小牧市様の送迎バスに乗車させていただけるということで、相当篤い手配を今回いただいております。そのまま市議会様と小牧市様、それぞれ表敬訪問させていただいて、昼食会場へご送迎いただく予定となっています。

申し訳ございません、そのあとお昼からですが、私たちのほうから名古屋市への担当部署に調整をお願いしていますが、なんとか名古屋城調査研究センターってことでつながりがとても深い研究員さんがいらっしゃるってことで何とかならないですかってお願いしていますが、向こうからアクションが返ってこなくて相当難航しているようで、まだここは仮です。ただ徳川美術館や名古屋城調査研究センターには伺いたいと予定を入れさせていただいておりますので。

○委員（大久保健一君） これって両方行くってこと。

○議会事務局庶務係長（千代貴大君） 可能であれば両方に行きたいなというところです。ただ、調査研究センターのほうが人員確保できるかどうかも含めて名古屋市のほうで調整中です。ぎりぎりまでなので、時間とかそもそも行けるかどうか今日の段階で固められていません。申し訳ございません、現状です。ですが少なくとも徳川美術館だけは行きたいと思っています。なるべく調査研究センターに行きたいと思っておりますが、駆け足になるかもしれませんが2か所行きたいのが今のところです。

次の日2月5日午前中ですが、名古屋氏様と名古屋市議会様の表敬訪問、仮となっていますが、昨日の夜連絡が入って時間取れたってことで市町様と副議長様がそれぞれ15分程度あります。そのあとにだいたい時間に余裕をもって名古屋駅を12時45分には出発、2時間程度開くのでここにも何かは詰められたら追加も可能かもしれませんが、名古屋様の表敬訪問ですので、そこは何とも言えないところがあります。

12時45分には名古屋駅出発して八雲には21時25分に着くかたちとなっています。下に四角で囲っておりますが、名古屋市の訪問に際しては令和5年に八雲町に市議会議員の服部しんのすけ様がいらっしゃってくれていまして、当時中国へのホタテの輸出ができなくなった段階で何とかならないかってことで、八雲町にわざわざいらっしゃってから、名古屋で八雲で使えるかたちで提案したいってことで篤くご尽力いただいている方にもお会いで

きないかってことで、向こうの事務局様にも今まさに調整をとっていただいているところですので、なんとか会えるといいなと思っています。

一週間程度でまだ固まっていない部分がございますが、向こう様の日程調整の部分でうちも待ちの状態ですので、一応こういうかたちで進めてまいりたいってことでご了承していただけたらってお願いです。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問はありますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。大変かと思いますが、よろしく願いいたします。

その他ですが、皆様お手元にLINEでケアラー条例のことは行ってると思いますが、関係部署の課長さんたちとは全然やり取りしないので、一応それをもとに課長さんたちの意見も聞いてそれをまとめたうえで皆さんと協議していきたいと思いますが、もう一回時間がかかるので読んでおいてください。

○議会事務局庶務係長（千代貴大君） 次回はですね、2月20日木曜日午前10時、こちら議会議員控室を予定しております。

○委員長（赤井睦美君） 皆さんのほうから何かありませんか。

なければ2月14日と20日よろしく願いいたします。その前に研修に気を付けて行ってきてください。以上で終わります。ありがとうございます。

〔 閉会 午後0時8分 〕